

令和6年8月29日

取引業者の皆様

国立大学法人旭川医科大学

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学の教育・研究・診療活動に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本学では文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、本学教職員と取引業者様との間において適正な取引が行われるよう、取引業者様へ取引に係る誓約書の提出をお願いしております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入の上、下記へのご提出をよろしくお願いいたします。

「誓約書」の様式等は、本学ホームページ上でご確認いただくことが可能です。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬白

記

1. 提出期限：令和6年9月30日（月）
2. 提出先：大学、病院関係両方の取引業者・・・事務局会計課 調達係
：病院関係のみの取引業者・・・事務局経営企画課 病院契約係
：建設工事等関係の取引業者・・・事務局施設課 施設企画係
：図書に係る取引業者・・・事務局図書館情報課 図書館総務係
3. 提出方法：E-mail 又は郵送、持参
4. 問合せ先：〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
 - ・会計課調達係（Tel 0166-68-2157）
Eメール：k-choutatsu@asahikawa-med.ac.jp
 - ・経営企画課病院契約係（Tel 0166-69-3075）
Eメール：byo-keiyaku@asahikawa-med.ac.jp
 - ・施設課施設企画係（Tel 0166-68-2173）
Eメール：sis-kikaku@asahikawa-med.ac.jp
 - ・図書館情報課図書館総務係（Tel 0166-68-2223）
Eメール：libsomu@asahikawa-med.ac.jp
5. その他：本文書、誓約書（様式）及び「取引停止等の取扱要項」等については、本学のホームページ（以下のURLの「公的研究費の不正使用防止」）に掲載しておりますので、ご確認願います。
https://www.asahikawa-med.ac.jp/research/investigation/public_research/

（参考）文部科学省ホームページ

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

誓約書提出における注意事項

国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学教職員との癒着等が生じることのないようにして下さい。
- 2) 取引にあたり、調達の仕様を十分ご理解の上、納品等を行って下さい。なお、納品等の際、本学教職員の検査を必ず受け、検査が不合格であった場合には、速やかに交換等をして下さい。
- 3) 次の行為は、不適切な行為となりますのでご注意下さい。

預け金（本学教職員等からの預け金の依頼の承諾）

取引事実と異なる書類の提出

- 4) 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行うこととなっております（50万円未満の物品等については教員発注を認めております）。

なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めておりませんので、ご留意願います。

2. 取引先選定の公平性

本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引業者様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知おき下さい。

3. パートナーシップ

本学教職員から調達に際して不適切な行為の要請があった場合には、当該要請には絶対対応しないようにして下さい。また、そのような場合には、本学の通報窓口にご連絡下さい。

4. 誓約書提出の除外

誓約書は、令和5年度の本学との取引金額が100万円以上、かつ取引件数が20件以上の業者様からご提出いただくこととしますが、以下の業種等につきましては提出不要といたします。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関
- ・ 学校法人、医療法人、社会福祉法人
- ・ 学会
- ・ 国際組織、外国企業等
- ・ 電気、ガス、水道、郵便、電気通信、宅配、定期購読の新聞社、出版事業者等
- ・ 弁護士、弁理士（特許）、税理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、監査法人
- ・ 保険会社、銀行等金融機関
- ・ 商取引の相手方ではない個人
- ・ その他、本件の趣旨になじまないと判断できる業種

5. その他

- 1) 代表者名による作成が困難な場合は、支店責任者名等で作成いただいて差し支えありません。
- 2) 日付けについては、「実際の作成日」「発送日」「社内決裁日」等、作成者側のご事情に応じた日付けを記入いただいて差し支えありませんが、空欄にはしないで下さい。